

第6章

銀行·金融·  
為替管理





## 1. マレーシアの金融制度

- 1.1 中央銀行
- 1.2 金融機関
  - 1.2.1 イスラム金融産業
  - 1.2.2 開発金融機関

## 2. 輸出信用リファイナンス

- 2.1 融資の方法
- 2.2 融資期間と委託証拠金
- 2.3 返済

## 3. マレーシアの資本市場

- 3.1 マレーシア証券委員会
- 3.2 ブルサ・マレーシア (Bursa Malaysia)

## 4. ラブアン金融サービス

- 4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブアンFSA)
- 4.2 ラブアンIBFCでの事業
- 4.3 ラブアン国際ビジネス金融センター (IBFC) の事業活動

## 5. 外国為替管理規則

- 5.1 非居住者に対する規則
  - 5.1.1 マレーシアへの投資
  - 5.1.2 実行可能な国内での融資
  - 5.1.3 商品やサービスの商取引の決済
  - 5.1.4 ヘッジ
  - 5.1.5 リンギット口座と外貨口座
- 5.2 居住者に対する規則
  - 5.2.1 外貨資産への投資
  - 5.2.2 オンショア借入とオフショア借入
  - 5.2.3 商品とサービスの輸出入
  - 5.2.4 ヘッジ
  - 5.2.5 外貨口座

# 銀行・金融・ 為替管理

## 1. マレーシアの金融制度

マレーシアの金融制度には、増大するより多様で複雑な国内経済のニーズに対応した、多様な機関がある。金融制度は、従来型の金融制度と、イスラム金融制度が並存している。

### 1.1 中央銀行

マレーシア中央銀行であるバンク・ネガラ・マレーシアの主な目的は、マレーシア経済の持続的成長に貢献する、通貨の安定と金融の安定を促進することにある。2009年マレーシア中央銀行法に明記されている主な機能は、下記の通り。

- マレーシアの金融政策の考案と実施
- マレーシアでの通貨発行
- 中央銀行が執行する法律に準拠する金融機関の規制と監督
- 金融市場と外国為替市場の監視
- 支払いシステムの監視
- 健全で斬新、かつ包括的な金融システムの促進
- マレーシアの外国準備高の保持と管理
- マレーシアの外国為替相場制度の管理
- 特にマクロ経済政策についての政府へのアドバイザー

## 1.2 金融機関

下記の表は、2018年12月末における、バンク・ネガラ・マレーシア管轄下の金融機関の数を示す。

|                                  | 合計 | マレーシア系<br>金融機関 | 外資系<br>金融機関 |
|----------------------------------|----|----------------|-------------|
| 商業銀行                             | 26 | 8              | 8           |
| イスラム銀行                           | 16 | 10             | 6           |
| 国際イスラム銀行                         | 2  | 0              | 2           |
| 投資銀行                             | 11 | 11             | 0           |
| 保険会社                             | 33 | 13             | 20          |
| タカフル<br>運営業者<br>(イスラム<br>保険会社)   | 15 | 8              | 3           |
| 再保険会社                            | 7  | 2              | 5           |
| 再タカフル<br>運営業者<br>(イスラム<br>再保険会社) | 4  | 1              | 3           |
| 開発金融機関                           | 6  | 6              | 0           |

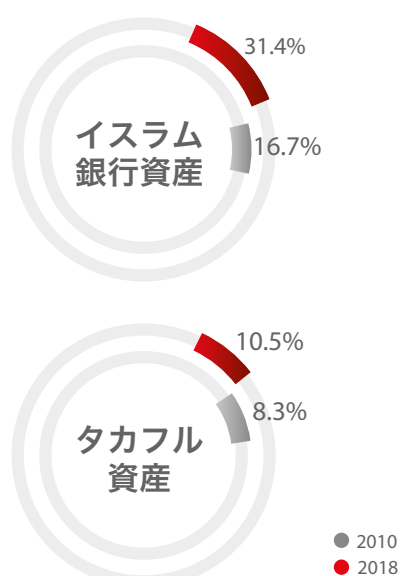
商業銀行、投資銀行、イスラム銀行からなる銀行制度は、主要な資金の流通機関であり、マレーシアの経済活動を支援する主要な財源である。銀行は、国内にある2,400超の支店と7,190の銀行代理業者のネットワークを通じて営業している。また、17の外資系銀行の駐在員事務所がマレーシアにあり、銀行業務は行っていないが、調査、連絡サービス、情報交換を実施している。マレーシアにある6つの銀行グループは、アセアンのすべての加盟国を含む世界の23か国に、支店、駐在員事務所、子会社、資本参加、合併会社の形態で進出している。

開発金融機関、保険会社、タカフル運営業者からなるノンバンク金融機関は、貯蓄を集め、経済の金融ニーズに対応することによって、銀行を補完している。全国に690超の事務所と170,000の登録代理店を持つ保険会社とタカフル運営業者は、企業や個人に対して、リスク管理とファイナンシャル・プランニング・ソリューションの手段を提供している。

## 1.2.1 イスラム金融産業

マレーシアのイスラム金融は、包括的な規制、法律とシャリアによるガバナンスの枠組み、多様な業界プレーヤー、専門的な付帯サービスプロバイダー、質の高い優秀な人材によって支えられ、安定した成長を続けている。

産業全体における市場シェア (%) :  
イスラム銀行資産とタカフル資産



資料出所:マレーシア中央銀行

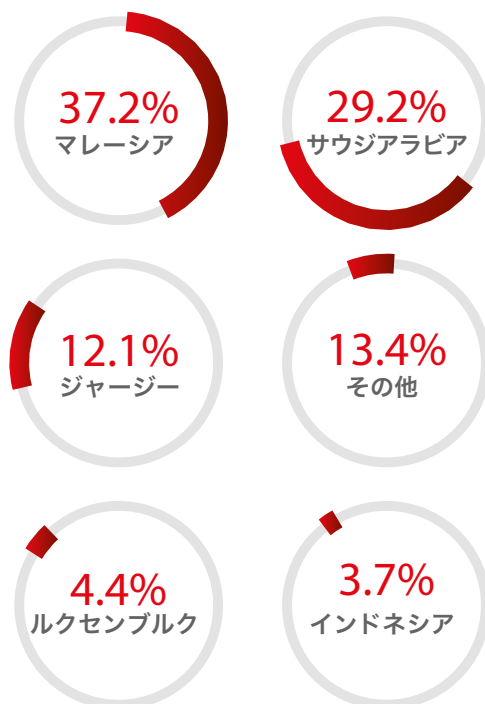
イスラム銀行資産は、2018年末の銀行総資産の31.4% (9,167億リンギット) を占め、金融セクター計画2011-2020の実施開始以来、マレーシアの総合的な金融システムの主要な構成要素としての役割をさらに広げている。40を上回る金融機関（イスラム銀行、従来型の銀行や投資銀行のイスラム窓口、国際イスラム銀行、開発金融機関など）が提供する広範な商品は競争力を有する革新的なもので、コミュニティ、経済、環境への有益で持続可能な影響をもたらすことを目的としている。

タカフル産業では、タカフル総資産は、2018年末の全保険産業とタカフル産業の市場シェアの10.5% (314億リンギット) を占めた。タカフル市場の普及率は15.2%となっており、タカフル制度が提供する利点が、一般の人々に受け入れられてきたことを示している。

マレーシアにおけるイスラム金融の発展を支えるため、2013年イスラム金融サービス法 (IFSA) に基づき、顧客がシャリアに準拠した投資活動による利益を投資し、分配する機会を提供するため、投資勘定が導入された。投資勘定はまた、企業にさらなる融資調達の手段を提供している。現在、9つのイスラム銀行が投資勘定を提供している。

世界市場において、マレーシアはイスラム金融市場の主要なグローバル・ハブとしての地位を保っている。マレーシアは、世界のスクーク貸付残高の50.4%を占める世界最大のスクーク市場を有しており、2018年末現在、総資産は2,152億米ドルに達している。

イスラム・ファンド運用資産 (AuM)  
国別 (2018年末現在)



資料出所: MIFC Estimates, Thomson Reuters

イスラム資産管理の分野では、マレーシアは、2018年末のイスラム・ファンドの運用資産 (AuM) が273億米ドルと、世界シェアの37.2%を占める世界最大の市場である。またマレーシアのファンド数は世界で首位となっており、世界シェアの28.2%を占める409のファンドを登録している。現在、53社のファンド運用会社が、マレーシアでイスラム・ファンドを提供している。

## 1.2.2 開発金融機関

マレーシアの開発金融機関 (DFI) は、国家の全体的な社会経済発展目標にとって戦略的に重要とされる主要なセクターを発展させ促進させるという特別な目的の下、政府により設立された専門的金融機関である。戦略的セクターには、農業、中小企業 (SME)、インフラ産業、海運業、輸出型産業、資本集約的産業、ハイテク産業などがある。



開発金融機関（DFI）は、専門機関として、対象となる戦略セクターの特定のニーズに合った、さまざまな専門金融商品やサービスを提供している。開発金融機関（DFI）はまた、指定された産業を育成し開発するために、コンサルタントやアドバイザー・サービスといった付随的サービスも提供している。したがって、開発金融機関（DFI）は、銀行機関を補完し、長期的経済発展のため、指定された戦略分野に対する金融商品やサービスの供給における間隙をつなぐ戦略的なパイプ役を務めている。

2002年には、持続可能な履行、必要不可欠な規制および監督の枠組みを通じて、開発金融機関（DFI）の金融面と運営面の安定性を促進するために、2002年開発金融機関法（DFIA）が成立し、開発金融機関（DFI）が定められた役割を、慎重に、また効率的、効果的に果たすことができるようにしている。開発金融機関法（DFIA）の制定により、中央銀行が、開発金融機関（DFI）にとって中心的な規制監督機関となった。

6つの開発金融機関（DFI）が、開発金融機関法（DFIA）に基づき定められている。

- 製造業、サービス業、建設業に従事する中小企業への融資とアドバイザー・サービスを提供するマレーシア中小企業開発銀行、またの名をSMEBank、
- インフラ・プロジェクトや、海運業、資本集型産業、ハイテク産業に加え、国家開発政策に準ずるその他の産業に対し、中長期的融資を提供するBank Pembangunan Malaysia Berhad、
- 会員や非会員に対して貯蓄を奨励し、金融サービスを提供する貯蓄貸付組合であるBank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad、
- 商品の輸出入や海外事業に融資し支援するために信用供与を提供し、輸出信用保険サービスと保障制度を提供するマレーシア輸出入銀行、またの名をEXIM Bank、
- 特に小額貯蓄者に対するリテール・バンキングやパーソナル・ファイナンスに特化し、マイクロファイナンスや代理銀行サービスの提供による金融包摂（ファイナンシャル・インクルージョン）のためのアジェンダを支援するBank Simpanan Nasional、
- 農業と地域社会の発展を支援するために、貯蓄預金を受け入れ、融資とアドバイザー・サービスを提供するBank Pertanian Malaysia Berhad、またの名をAgrobank。

開発金融機関（DFI）を引き続き強化する意図の下、厳しい運営環境の中、戦略的な経済部門を支援するという同機関の仲介的役割をさらに高めるため、開発金融機関法（DFIA）が改定された。改定の眼目は、コーポレート・ガバナンス慣行のさらなる強化、開発金融機関（DFI）が定められた役割を果たすための運営効率性や能力の改善にあった。改定開発金融機関法（DFIA）は2015年7月に議会を通過し、2016年1月31日に施行された。

## 2. 輸出信用リファイナンス-i

輸出信用リファイナンス-i（ECR-i）プログラムは、短期の出荷前と出荷後の融資を、直接的または間接的な輸出業者に提供する。ECR-iは、マレーシアで設立された、輸出事業や国際貿易に直接または間接的にかかわる製造業者や商社が利用できる。加入金融機関（ECR-i銀行）によって適切に提供されたECR-i信用限度額を付与された企業は、下記の信用供与を受けられる。

(i) 出荷前ECR-i

(ii) 出荷後ECR-i

出荷前ECR-iは、輸出入銀行（EXIM Bank）が行う融資であり、マレーシア製品の輸出と出荷前の取引を促進し、輸出志向型産業における輸出者と国内のサプライヤーの後方連関産業の連携を奨励するために供与される。出荷後ECR-iは、出荷後に輸出業者が輸出資金や取引を支払うために融資される。

### 2.1 融資の方法

出荷前ECR-iの場合、直接的／間接的輸出業者に対して下記の2つの融資方法がある。

#### i. 輸出受注書による方法：

直接的輸出業者には輸出受注書を担保として出荷前ECR-iが融資され、間接的輸出業者には、その会社を受取人としたECR-i国内開設信用状(DLC)、ECR-i国内発注書(DPO)、またはローカル発注書(LPO)を担保に融資される。

#### ii. 輸出実績証明書（CP）による方法：

直接的／間接的輸出業者には、EXIM Bankが発行する輸出実績証明書（CP）を担保に出荷前ECR-iが実施される。融資の限度額は、輸出実績証明書（CP）の限度額に基づき、1年間有効。

出荷後ECR-iの場合、融資方法は割引手形の買い入れにより、ECR-i銀行に提出する輸出関係書類を担保に融資が行われる。

## 2.2 融資期間と委託証拠金

融資の最長期間は、出荷前ECR-iの場合は4か月（120日）、出荷後ECR-iの場合は6か月（183日）。

輸出受注書による出荷前ECR-iの融資限度額は、直接的輸出業者の場合は、輸出受注書の価額の95%まで、間接的輸入業者の場合は、ECR-i DLC、ECR-i DPO またはLPOの価額の95%までとなっている。

輸出実績証明書（CP）による出荷前ECR-iの場合は、輸出実績証明書（CP）の限度額が融資限度額となる。輸出実績証明書（CP）の限度額は3つの期間に分割され、1期間は4か月とされる。製造業と貿易業における直接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の100%である。一方、製造業と貿易業における間接的輸出業者に対する適格融資額は、過去12か月の輸出価額の80%である。

出荷後ECR-iの場合は、融資限度額は輸出インボイスの価額の100%となる。

## 2.3 支払い

直接的輸出業者による出荷前ECR-i 融資の返済原資は、海外のバイヤーからの輸出収益／ECR銀行からの出荷後収益によるものとなる。間接的輸出業者の場合、出荷前ECR-i融資の返済は、ECR-i利用者、自由貿易地域（FTZ）／保税工場（LMW）からの国内の販売収益によるものとなる。

出荷後ECR-i の場合は、支払いは輸出収益の受領か、出荷後請求の満期のどちらか早い方で清算される。

この仕組みは、シャリア契約／ムラバハまたはタワルック（出荷前）およびタワルック（出荷後）のコンセプトに基づくイスラム金融において、マレーシア・リンギット(MYR)か米ドル(USD)で利用可能である。

輸出信用リファイナンス-i（ECR-i）の詳細については以下を参照。[www.exim.com.my](http://www.exim.com.my)

## 3. マレーシアの資本市場

### 3.1 マレーシア証券委員会

マレーシア証券委員会（SC）は、マレーシアの資本市場の規制と発展に対する責任を負う。独立系規制機関である同委員会には、調査権および法執行権がある。

証券委員会（SC）は、革新的で競争力があり、活発な資本市場を発展させる役割を担っており、包括的で持続可能な成長を追求し続けている。同委員会は、利用しやすく、機敏で、説明責任を果たせる資本市場と規制機関を発展させることに専心している。

## マレーシア資本市場の開発

2018年におけるマレーシアの資本市場の総額は3兆1,000億リンギットで、同国経済の2.2倍の規模だった。マレーシアは世界有数のイスラム資本市場であり、シャリアに即した株式とスクーク（イスラム債）の残高は1兆9,000億リンギットあり、世界最大のスクーク市場である。

イスラム資本市場の強みを基盤に、証券委員会（SC）は、マレーシアを持続可能な金融の地域センターとするための努力を主導している。世界最初のグリーンスクークを2017年に発行し、国際的に認知されて以来、証券委員会（SC）は2018年、グリーンでサステナブルな責任投資（SRI）スクークの発行を促進するため、600万リンギットのグリーンSRIスクーク助成制度を設立した。2018年末時点で5つのSRIスクークが発行されており、調達額は24億リンギットとなっている。

### 実体経済の支援

マレーシア資本市場は、実体経済への金融を提供している。2018年における債券、スクーク、株式の発行による資金調達の総額は1,146億リンギットに上った。零細、中小企業向けのその他の資金調達手段である株式クラウドファンディングやP2P融資の総額は2億6,150万リンギット、発行体総数は693に上った。

証券委員会（SC）は利用しやすいエコシステムの構築に注力する一方、投資家保護と効率の仲介性の確保に向け努力している。その中核的使命である市場成長の規制と確保は、金融リテラシーおよび投資リテラシー向上策などの投資家保護を目的とすることで実現されている。

詳細な情報については証券委員会（SC）のホームページを参照。[www.sc.com.my](http://www.sc.com.my)

### 3.2 ブルサ・マレーシア（Bursa Malaysia）

ブルサ・マレーシア（Bursa Malaysia）は、1973年に設立され、2005年に上場された取引所持株会社。現在では、アセアンで最も大きな取引所の1つで、60種類の経済分野にわたる900社超の銘柄を擁している。企業は大手企業向けのメイン市場か、またはあらゆる規模の新興企業向けのACE市場に上場している。2017年には、資本市場で中小企業に資金調達手段を提供するためのLEAP市場が開設された。LEAPはアセアン域内で初の試みであり、マレーシアを資本市場の革新の最先端に位置づけるものである。

完全一体型の取引所として、ブルサ・マレーシアは、株式、デリバティブ、先物、オプション、オフショアおよびイスラム資産などの広範囲にわたる商品や、上場、取引、清算、決済、預託などの取引関連サービスを提供している。さらに、上場投資信託、(ETF)、不動産投資信託(REIT)、上場国債およびスクーク(ETBS)、ビジネス・トラストなどの集団投資スキームを含む、その他の投資手段を提供している。

ブルサ・マレーシアは、FTSEブルサ・マレーシアKLCIを主要指標として採用している。過去10年(2009-2018年)で主要指標のFBMKLCIは93%上昇し、ブルサ・マレーシアに上場する全企業の時価総額は156%増加した。マレーシアの株式市場は、世界の株式市場におけるボラティリティの高まりにもかかわらず、成長を続けてきた。同期間における株式の1営業日の平均取引額も、112%増加した。外国人投資家のマレーシア市場への関心も安定的に持続し、外国人保有率は常に22%超となっている。イスラム資産にも持続可能な成長が見られ、ブルサ・マレーシアに上場するスクークの総額は、2009年以来204%増加した。

ブルサ・マレーシアはまた、パーム油先物の世界最大の取引所であり、35年前に取引が開始されたパーム原油先物(FCPO)契約は、パーム油産業にとって世界の標準価格を提供するものとされている。

ブルサ・マレーシアがイスラム資本市場に主要な焦点を置くことで、同取引所には他を凌駕する商品を提供する差別化が可能となった。イスラム資本市場における主導的取引所であるブルサ・マレーシアは、革新的な試みの先駆けとなった。たとえば、ブルサ・マレーシア-iは、シャリヤに準拠した世界初のエンドツーエンド投資プラットフォームであり、Bursa Suq-Al-Sila'は、シャリヤに準拠した世界初のコモディティ取引プラットフォームである。

コーポレート・ガバナンスとサステナビリティの分野では、ブルサ・マレーシアは、コーポレート・ガバナンスの強力な支持者として、またサステナビリティ・アジェンダの覇者として、最先端を行く取引所と目されている。2014年には、環境・社会・ガバナンス(ESG)の企業による実践を評価するため、FTSE4Goodブルサ・マレーシア・インデックスを導入した。また2015年5月には、国連の持続可能な証券取引所(SSE)イニシアチブに参加することによって、発行者や市場において持続可能な戦略を推進する取り組みを一段と進めた。

主導的で責任能力があり、世界中につながったアセアンの市場を実現するというビジョンに向けて歩を進める中、ブルサ・マレーシアは引き続きその影響力と提供商品の拡大に注力し、市場参加者が自ら求める価値を伸ばし、達成するための豊富な機会を提供する有用な資本市場エコシステムを育成する。

ブルサ・マレーシアの詳細情報については、ホームページを参照。[www.bursamalaysia.com](http://www.bursamalaysia.com)

## i. 参加機関

### a) 株式仲介業者

2018年12月31日現在、株式仲介業者が30社あり、このうち10社は投資銀行に分類されている。これらの銀行は、ブルサ・マレーシア証券に上場している証券の取引サービスを提供する。投資銀行は、1989年銀行金融機関法(BAFIA)に基づき、バンク・ネガラ・マレーシアが発行するマーチャント銀行ライセンスと、2007年資本市場サービス法に基づき、証券委員会が発行する資本市場サービス・ライセンスを保持する。このように、投資銀行は、企業金融、債券取引、証券取引などの、包括的な資本市場サービスおよび金融サービスを提供することが可能である。株式仲介業者のうち1社は、ユニバーサル・ブローカーとしての認可を受けている。ユニバーサル・ブローカーは、包括的な資本市場サービスを提供することができる。

### b) トレーディング参加企業

トレーディング参加企業とは、ブルサ・マレーシア・デリバティブズの少なくとも1株の優先株を保有する企業である。同企業は、2007年資本市場サービス法に基づき、証券委員会が認可した先物仲介業者として事業を行う。2018年12月31日現在、デリバティブ取引資格を有するトレーディング参加企業は18社ある。

## ii. 投資家保護

機能性が高く持続可能な資本市場を確実に実現するため、ブルサ・マレーシアは、投資家の保護と市場の完全性を最も重視している。その実現のために、同取引所は包括的で堅固な規制の枠組みを維持し、市場と市場参加者を公正で整然とした効率的な方法で管理しようとしている。

このために、ブルサ・マレーシアは、わかりやすく、包括的で、使いやすい規則を導入しており、これらの規則は適当で効果的か、また市場規制に関する国際標準に即して指標化できているかを確認するため、随時見直される。これは同規則が適切な水準の投資家保護を提供していることを確認するためであり、負担が重いコンプライアンス費用をかけさせたり、円滑な事業運営や成長を妨げたりするものではない。

規制機能を行行使する際、ブルサ・マレーシアはまた、市場での適切な透明性の確保と、上場企業と仲介業者のガバナンスおよび行動の改善に大きな重点を置く。ブルサ・マレーシアは、とくにその監督手法と教育支援プログラムを通じて、開示基準、およびコーポレート・ガバナンスとサステナビリティの実践を絶えず底上げしている。また、慎重な監視と早期対応策により、不規則な、あるいは不当な企業行動と取引行動を適時に探知し管理することができる。

これらの施策は規制の行き届いた市場の実現に貢献してきた。市場では適切な水準で投資家が保護され、市場参加者の自主規制の文化と実践の質が引き続き強化され、市場は引き続き、公正で秩序ある方式で運営されている。

市場規制の厳格さは国際的に認識されている。達成された顕著な業績の一部を下記に示す。

- コーポレート・ガバナンスの分野では、アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)が主催する域内コーポレート・ガバナンス達成度ランキングであるCG Watchの2018年版で、マレーシアは7位から4位に上昇した。
- 2018年5月時点の世界銀行事業環境ランキングにおいて、少数投資家保護の項目で、マレーシアは190か国中2位となった。

### iii. リスク・マネジメント

ブルサ・マレーシアは、コンプライアンス機能と統合された一元的なリスク・マネジメント機能を確認しており、これによりグループ内でリスクおよびコンプライアンス管理を総合的に、また社内全体で見とおせるようにしている。

ブルサ・マレーシアはその事業と業務のリスク・マネジメントのために、マレーシア証券委員会による金融市場インフラストラクチャーに関するガイドラインを採用。その他にも、ISO 31000:2009 リスク・マネジメント原則および指針、証券監督者国際機構 (IOSCO) による金融市場インフラストラクチャーのための原則(PFMI)の枠組みといった最良の慣行を採用している。

ブルサ・マレーシアの企業リスク・マネジメントの枠組みにおける主要な特徴は、3本立ての防衛線を敷いていることで、それぞれがリスク・マネジメントのための確立された明確な機能責任と説明責任を負う。これは、それぞれの防衛線の下にあるリスク・マネジメントおよびコンプライアンスの責任には明確な境界があることを確実に示し、抑制と均衡の適切な水準とともに、より大きな独立性があることを確実に示すためである。

ブルサ・マレーシアのリスク・マネジメントの枠組みは、企業リスク・マネジメント原則および枠組み(ERMPF)文書に記載されており、この文書はブルサ・マレーシア内のすべての事業体に適用される。リスク・マネジメントの枠組みを確立したことで、リスク・マネジメント過程の実行と維持や、統制手段の適切性、有効性、効率性の確実化など、ブルサ・マレーシア内でリスク管理をするための関係当事者の説明責任、権限、責任の概要が、明確に示された。この枠組みの中で、リスクそのものや、リスク軽減策、および部門レベル、全社レベルでの統制策の有効性を確認、評価、周知、監視し、継続的に点検するために確立された構造的過程がある。ブルサ・マレーシアのリスクの分析と評価を行うには、公認のリスク・パラメーターを用いる。

## 4. ラブアン金融サービス

### 4.1 ラブアン金融サービス庁 (ラブア FSA)

ラブアン金融サービス庁 (ラブアンFSA) は、ラブアン国際ビジネス金融センター (ラブアンIBFC) の発展と管理を担う法定機関である。ラブアンFSAの主な役割は、ラブアンIBFC内で活動する認可企業にライセンスを認可し、規制し、すべての企業が管轄内で導入された内部基準や国際基準を常に満たすようにすることである。これにより投資家の利益を守り、ラブアンIBFCの規制環境の健全性を維持しようとする。

ラブアンFSAは、ラブアンIBFCの監督当局として、ラブアンIBFCが、統制された信頼できるアジア太平洋地域の国際的な金融センターとしての地位を維持することに努力している。一方、ラブアンIBFCの振興は、ラブアンFSAのマーケティング部門であるラブアンIBFCインコーポレーテッド (ラブアンIBFC Inc.) が担っている。Bhd. (ラブアンIBFC Inc.)、ラブアンIBFC Inc.は、管轄に関して投資家を援助する人材および専門家のチームと、従来型とイスラム金融の双方における広域な金融サービス・ソリューションを備えている。



## 4.2 ラブアンIBFCでの事業

ラブアンIBFCは、アジア太平洋地域の中心的な場所に位置し、地域における対外・対内投資のゲートウェイとなり、ミッドショア管轄内における財政の中立性と確実性の理想的なバランスを、投資家に提供している。ラブアンIBFCは、確固とした包括的な法的枠組みによって支えられ、明瞭な法的条項を提供し、海外取引、商取引、資産管理のニーズに対応した広汎な事業および投資構造によって補完されている。

多岐にわたるラブアン会社組織と、投資家の多様なニーズに対応した包括的な従来型およびイスラム金融の商品とサービスを備えているおかげで、ラブアンは魅力的な国際ビジネスセンターとなり、海外投資を行う居住者や非居住者にとってのプラットフォームとして確立された。効率的な供給システムと利用者本位の顧客憲章が、投資家の事業ニーズをさらに促進する。

ラブアンIBFCで設立/登録された企業は、安価な運営費用、促進的な税制優遇措置、マレーシアの二重課税条約のネットワークによる豊富な二重課税条約措置といった、多くの利点を享受できる。ラブアンの税制に基づき、ラブアン商業活動を行うラブアン企業は、下記の対象となる。

- i. 監査済み純利益の3%を毎年納税する。商業以外の事業を行うラブアン企業は非課税となる。
- ii. ラブアン商業活動を行っているラブアン企業は、1967年所得税法に基づく納税を選択できるが、一度選択したら撤回できない。これにより、ラブアン企業が効率的に商取引を取り決めるうえでの柔軟性を高め、ラブアンIBFCを活用して活動する投資家に、より有利な課税条件を提供している。
- iii. ラブアン企業は税金の代わりに、事業ザカートを支払うこともできる。政府は、投資家や専門サービスをラブアンIBFCに誘致するため、さまざまな免税措置を提供している。

## 4.3 ラブアン国際ビジネス金融センター (IBFC) の事業活動

ラブアンIBFCは、従来型とシャリア準拠のいずれの原則においても包括的な金融ソリューションを提供し、その範囲は銀行、保険、保険関連商品、信託会社事業、資本市場活動などにおよぶ。

さらにIBFCは、資産管理（基金）、再保険/再タカフル、リース、コモディティ取引など、その他のニッチ商品を提供し続けてきた。ラブアン持株会社、ラブアン保護セル会社、ラブアン有限責任事業組合、特別信託など、費用効率が高いさまざまな事業形態も利用可能である。

ラブアン国際コモディ取引会社（LITC）は取引プログラムのための国際的イニシアチブに基づいて、2011年に設立された。LITCは、ラブアンIBFCの中にLITCを設立し、石油/液化天然ガス（LNG）を含む石油関連商品の取引を行うための優遇措置を、国際商社に提供している。

ラブアン国際金融取引所（LFX）は、伝統的な銀行制度を補完する存在であり、金融商品や融資枠の上場、取引、決済といった活動を通して、国際市場への無制限のアクセスを備えた本格的な資本調達サービスを提供している。

ラブアン国際ビジネス金融センター（IBFC）の詳細情報に関しては、以下のホームページを参照。  
[www.labuanibfc.com](http://www.labuanibfc.com)

## 5. 外国為替管理規則

マレーシアは、先進的な外国為替管理（FEA）体制の維持を続けている。外国為替管理（FEA）規則は、バンク・ネガラ・マレーシア（BNM）が取っているより広範囲のプルーデンシャルな政策手段の一環であり、金融の安定性、とくに国際収支状況とマレーシア・リングットのバランスの保護を図っている。外国為替管理（FEA）規則は同時に、マレーシア国内の事業体が国際的活動を円滑に行えるようにし、商取引、投資、金融の流れに関して、経済の開放化が進んでいる状況で、マレーシアの競争力の強化を図るものである。

### 5.1 非居住者に対する規則

#### 5.1.1 マレーシアへの投資

世界中の投資家は、容易にマレーシア市場に参入でき、マレーシアへの投資のための資金の流出入は自由に行われる。

- 非居住者は、直接投資またはポートフォリオ投資として、どんな形態のリングット資産にも自由に投資することができる。
- 投資資金は、（認可国際イスラム銀行以外の）認可オンショア銀行<sup>1</sup>または認可オンショア銀行の指定海外事務所<sup>2</sup>で外貨をリングットに両替することで調達できる。

<sup>1</sup> 認可オンショア銀行とは、2013年金融サービス法および2013年イスラム金融サービス法によって認可を受けた銀行および投資銀行のことである。

<sup>2</sup> 指定海外事務所のリストは以下を参照。[http://www.bnm.gov.my/documents/aoo/list\\_of\\_aoo\\_country\\_20190419.pdf](http://www.bnm.gov.my/documents/aoo/list_of_aoo_country_20190419.pdf)

非居住者は、マレーシアにおける投資から得られた売却益、利益、配当などの収益を自由に送金でき、その際は資金を外貨に両替して送金する。

## 5.1.2 実行可能な国内での融資

### i. 外貨建ての借入

- (a) 非居住者は、認可オンショア銀行から、外貨を金額の制限なく自由に借り入れることができる。借り入れによる収益は、オフショアでもオンショアでも活用することができる。
- (b) 非居住者はまた、オンショアまたは海外で活用するために、外貨建てスクーク/債券を、マレーシアで自由に発行することができる。

### ii. リンギット建ての借入

- a) 金融機関以外の非居住者は、（認可国際イスラム銀行以外の）認可オンショア銀行、居住会社、個人居住者から、マレーシアの実体経済部門に出資するために、リンギットを金額の制限なく自由に借り入れることができる。
- b) 金融機関以外の非居住者は、2007年資本市場サービス法に基づき発行された株式仲介のライセンスを持つ居住会社から、ブルサ・マレーシアで取引される証券および金融商品を購入する信用取引のために、リンギットを金額の制限なく自由に借り入れることができる。
- c) 非居住者は、バンク・ネガラ・マレーシア（BNM）の許可を得てスクーク/債券を発行することによって、リンギット融資をマレーシアで募ることができる<sup>3</sup>。収益は、その都度の状況に応じ、オンショアでもオフショアでも活用することができる。

## 5.1.3 商品やサービスの商取引の決済

非居住者は、居住者との商品やサービスの国際取引を、認可オンショア銀行または指定海外事務所にて、外貨またはリンギットで決済することができる。

## 5.1.4 ヘッジ

非居住者は、経常勘定と金融勘定での取引のために、（認可国際イスラム銀行以外の）認可オンショア銀行および指定海外事務所、リンギット建てエクスポージャーを自由にヘッジすることができる。

## 5.1.5 リンギット口座と外貨口座

下記の口座を開設するにあたり、非居住者に対する制約はない。

- i. マレーシアでの投資や事業運営を円滑にするための、認可オンショア銀行での外貨口座。この口座の資金は、海外に自由に送金できる。
- ii. 任意の金融機関でのリンギット口座。この口座に、スポット<sup>4</sup>での外貨売却によって得たリンギットでの収入や、利子、賃貸料、利益、配当、リンギット資産の売却益などを含む、マレーシアでの投資で得たリンギットでの収入を入金することができる。口座の資金は、いったん外貨に両替されれば、認可オンショア銀行から自由に海外送金することができる。

## 5.2 居住者に対する規則

### 5.2.1 外貨資産への投資

- i. 国内でのリンギット借入れのない居住者は、<sup>5</sup>オンショアまたは海外の外貨資産に、金額の制限なく、自由に投資することができる。
- ii. 国内でのリンギット借入れがある居住企業は、オンショアまたは海外の外貨資産に、企業グループ全体で暦年につき総額5,000万リンギット相当の健全性限界額まで、リンギットの両替で得た外貨を使用して、自由に投資することができる。貿易決済用外貨勘定、海外での直接投資以外の目的で、または金融資産のスワップにより認可オンショア銀行から得られた外貨建て借入れ。

<sup>3</sup> リンギット建てや外貨建てのスクーク/債券の発行の詳細情報に関しては以下を参照。  
<http://www.bnm.gov.my/microsite/fxadmin/notices/Jointinfoonote.pdf>

<sup>4</sup> スポットとは、2営業日以内の受け渡しのための通貨の売買をいう。

<sup>5</sup> 国内でのリンギット借入れとは、居住者が他の居住者から受けるリンギット建ての借り入れのことで、関連居住企業からの借入れは含まれないが、認可オンショア銀行からのクレジットカード借入枠は含まれる。

## 5.2.2 オンショア借入とオフショア借入

### i. 外貨建ての借入

- a) 居住会社は、外貨建て借入を、金額の制限なく、下記から自由に得ることができる。
- 認可オンショア銀行
  - 企業グループ内の居住または非居住会社
  - 居住および非居住の直接株主
  - 外貨建て債務証券の発行を通じ、その他の居住者
- b) 非居住金融機関や企業グループ外の他の非居住会社からの居住会社の外貨建て借入は、企業グループ全体で、1億リンギット相当の健全性限界額までと定められている。

### ii. リンギット建ての借入

居住会社は、リンギット建て借入を、下記の通り、自由に行うことができる。

- a) マレーシアの実体経済部門に出資するための、企業グループ内の非居会社や非居住の直接株主からの借入は、金額の制限なし。
- b) マレーシアで使用するために、非居住金融機関以外の非居住者から借り入れる場合は、総額100万リンギットまで。

## 5.2.3 商品やサービスの輸出入

商品の輸出によるすべての収益は、輸出日から6か月以内に、売買契約に従って、全額を受け取り、速やかに直接マレーシアに直接送金しなければならない。非居住者との決済は、リンギット建てか外貨建てで行うことができる。

## 5.2.4 ヘッジ

居住者は、外貨債務の外貨建てエクスポージャーをヘッジするために、（認可国際イスラム銀行以外の）認可オンショア銀行で、12か月分までの外貨債務に対し、先物為替取引でリンギットを売って外貨にすることができる<sup>6</sup>。

## 5.2.5 外貨口座

居住者は、認可オンショア銀行や非居住金融機関で、外貨口座を自由に開設することができる。

マレーシアの外国為替管理規制の詳細に関しては、以下を参照 <http://www.bnm.gov.my/fxadmin>。

<sup>6</sup> 外貨債務とは、外貨輸入支払い、外貨ローン返済、その他非居住者との外貨での経常取引勘定のことである。